

## 令和7年春の全国交通安全運動の主な推進事業

埼玉県

### (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

ア こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

(7) 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

(4) 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進

(7) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

(5) 通行の妨げとなる不法占有物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

イ 歩行者の正しい横断方法の実践

(7) 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進

(4) 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進

(7) 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等からの幼児・児童へ教育を促す取組の推進

(5) 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋肉の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

(4) 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

### (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の推進

ア 運転者の歩行者優先意識の徹底

(7) 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

(4) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

(7) 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

イ ながら運転の根絶

(7) 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進

(イ) 業務中のながら運転による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

#### ウ 飲酒運転等の根絶

(ア) 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の推進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進

(イ) 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

#### エ 妨害運転等の防止対策

(ア) 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進

(イ) ドライブレコーダーの普及推進等に関する広報啓発の推進

#### オ 高齢運転者の交通事故防止対策

(ア) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進

(イ) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進

(ウ) 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す取組の推進

#### カ 二輪車運転者に対する広報啓発

(ア) 二輪車の特性（不安定で死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかりと締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進

(イ) 若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

(ウ) ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

#### キ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

(ア) 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

(イ) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進

- (d) 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上の子どもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
- (e) 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

**(3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底**

**ア 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保**

- (ア) 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の推進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- (イ) 夜間におけるライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- (ロ) 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- (ハ) 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- (ニ) 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

**イ 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルールの周知**

- (ア) 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- (イ) 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- (ロ) 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）により、令和6年11月1日から施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- (ハ) 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

**ウ 特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底**

- (ア) シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進
- (イ) シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

《埼玉県重点: 自転車乗車時のヘルメットの着用推進と交通ルールの遵守》

令和6年中の自転車乗用中の交通事故死者19名のうち、8割以上がヘルメット非着用であることから、引き続き自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を行うなど、全ての自転車利用者の乗車用ヘルメット着用を推進する。

さらに、自転車乗車中の交差点関連を含む法令違反が依然として多いことから、「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの遵守とや道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の施行（令和6年11月1日）による「運転中のながらスマホ」や「酒気帯び運転及び幫助」の罰則強化について広報啓発を推進する。

また、「埼玉県自転車の安全な利用の推進に関する条例」に基づく、自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害保険等への加入徹底を推進する。

#### 《埼玉県重点:横断歩道における歩行者優先の徹底》

令和6年中の歩行中の交通事故死者は46人で全体の約4割と、依然として多発している状況にある。

また、信号機のない横断歩道において横断しようとしている歩行者がいる場合に横断歩道手前で停止する自動車の割合が低い実態がある。

そのため、ドライバーが常に歩行者への思いやりの意識を保持し、横断歩道における歩行者の優先が徹底されるよう周知を図る。

- ・ 信号機のない横断歩道での歩行者優先の交通ルールの周知、啓発の推進
- ・ 思いやりやゆとりのある運転の推進と歩行者の横断歩道横断時における手を上げるなどの意思表示の推進